

キャッシュレス取引|裁判例の動向 (第4期。令和3年4月～令和4年1月)

山本 豊

京都大学名誉教授

令和3年4月～令和4年1月の間に現れたキャッシュレス取引裁判例の中から興味を惹いたものを概観する。加えて、前期の補遺として、令和3年1月に言い渡された裁判例1件(後出⑬判決)も取り上げる。なお、本稿では、従前の期の「裁判例の動向」で取り上げた裁判例や従前の期の個別判例研究(第1期は本誌9号、第2期は本誌10号、第3期は本誌11号に各掲載)に言及する場合、簡略に「第○期○判決」、「第○期個別判例研究□〔著者名〕」のように示すこととする。

I. はじめに

キャッシュレス取引に関する今期の裁判例の全体的傾向は、前2期(第2期、第3期)のそれと概ね同様である。

すなわち、まず、キャッシュレス取引の種類別では、クレジットカード5件(決済代行契約に関する3件を含む)、個別クレジット6件、デビットカード1件、ギフト券3件、暗号資産2件等をピックアップした。

選定した判決は、すべて下級審の判決であり、最高裁判決は現れていない。判例データベースが年々充実し、紙媒体の判例雑誌等に掲載される判決数が減少傾向にあることも影響しているのであろうか、本稿執筆時点にお

いて判例データベースのみに掲載されている判決が多数を占めている。第2期・第3期に引き続き、新奇な判決は少なく、オーソドックスな「普通の判決」が着実に集積されているという印象である。そうした中でも、丁寧に見ていけば、①これまでの裁判例では取り上げられることの少なかった法的論点を扱っている判決、②事案の内容や判示内容において、従来の類例にはない、独自の特徴を見出し得る判決、③初出というわけではないが、従来からの裁判例の流れの中に位置づける等の作業が有益と考えられる判決を9件ほど見出すことができ、それらの判決を今期の個別判例研究の対象とする。

II. クレジットカード

1 いわゆる後リボと支払停止の抗弁

クレジットカード取引の領域からは、はじめに、①東京地判令R3・7・19(2021WLJPC A07198001)を取り上げる。これは、カード会員Xが、クレジットカード発行会社Yに対し、主位的には、YがXに対してカード利用代金の支払を請求することは信義則上認められないと主張して、XのYに対するカード利用代金支払債務が不存在であることの確認を、予備的には、Xが販売会社Aとの間の売

買契約上の事由に基づく支払停止の抗弁（割
販法30条の4）を主張することができる地位
にあることの確認を求めた事案に関する判決
である。本判決は、まず、(ア) カード利用
代金の請求が、(a) 取引の不可分一体性、(b)
Yのチャージバック義務違反、(c) Yの加盟
店管理義務違反の理由により信義則に反する
とのXの主張につき、(a) (b) (c) の存在を
すべて否定し、主位的請求を退けた。次に、
(イ) Xの予備的請求に関しては、XA間の売
買契約上詐欺取消等の事由が生じていること
を認めた上で、支払停止の抗弁の主張が信義
則に反するかを検討し、以下の理由から、信
義則違反を認め、これを棄却した。すなわち、
Xは、Aから商品が送付され、その写真を撮
ってSNSにアップロードすることにより広告
料が還元され、さらに、当該商品をAが買い
戻すので、Xに事実上負担がない形で、クレ
ジットカードの利用ポイントが貯まるとの勧
誘を受けて、クレジットカードによる商品購
入に手を染めたものであり、ポイント等に係
る利益を得ることを主たる目的としていたこ
と、本件取引は、当初割賦販売法（以下、「割
販法」という）の支払停止抗弁規定等が適用
されないマンスリークリア方式で契約されて
いたものであるところ、XがYに対してチャ
ージバックの申請をし、これが通らないこと
を把握したのちに、リボルビング払いに変更
して支払停止を主張するに至ったものであり、
リボルビング払いに変更した主たる目的が、
支払停止の抗弁の主張をするところにあっ
たことが明らかであることを挙げて、Xの
主張は信義則違反に当たるとしたのである。
(ア) や (イ) の前半部分の判断については、
個別クレジットに関する裁判例も含めれば、

多くの類例があり、別段目新しいものではな
い。これに対し、(イ) の後半のいわゆる後
りボと支払停止の抗弁に関する説示は、従
来、後りボケースにも割販法30条の4の規定
が（類推）適用可能との解説（経済産業省商
務情報政策局商務・サービスグループ商取引
監督課（編）『割賦販売法の解説（令和2年版）』
55頁）も見られた中において、支払停止の
抗弁を主張することを主目的として後りボを
選択した場合には信義則の制約がかかり得る
旨を述べるものとして、注目に値するもので
ある（→個別判例研究①）。

2 消滅時効

次に、②東京地判令3・6・22（2021WLJPC
A06228011）は、クレジットカード利用代金
債権を譲り受けた債権回収会社Yに対し、カ
ード会員Xが、同債権が時効により消滅した
と主張して、債務不存在の確認を求めた事案
に関する判決である。Yは、Xが、同債権の
消滅時効が完成した後に、Yによる支払督促
及びXの貯金債権の差押えに対して異議申立
ての手続を執らず、債権取立てを受けたこと
（以下、「本件事実」という）は、Xによる債
務の承認と評価でき、また、本件事実があり
ながら、Xが消滅時効を援用することは信義
則に反して許されない（最大判昭41・4・20
民集20巻4号702頁参照）などと主張したが、
本判決は、本件事実をもってXの債務承認と
評価することはできず、また、本件事実は、
Xの消極的な対応を示すものにすぎず、支払
督促、差押え及び取立てを正当であると認め
る態度とはいえないから、消滅時効を援用す
ることと相容れない行為と評価することはで
きず、Xによる消滅時効の援用が信義則に反
するとはいえないと判示し、Xの請求を認容

した。クレジットカード取引固有の法律問題を扱っているわけではないが、クレジットカード代金債権等不存在確認請求が認められた事例として紹介しておく。

3 決済代行契約

クレジットカードの決済代行契約については、カード会員からカード発行会社に対してカード利用の否認の申し出があった場合等に、当該申出の当否や加盟店（販売会社）の過失の有無を問題とすることなく、加盟店にリスクを負担させる契約条項（以下、「加盟店リスク負担条項」という）をめぐって、その解釈・効力が争われる事例が、かねてより散見される（第1期⑤判決、第1期個別判例研究③〔永井〕、第3期⑤判決、第3期個別判例研究②〔前田〕）。これまでの裁判例では、加盟店リスク負担条項に基づき、結論として決済代行業者を勝訴させてきている。今期もこの系統に連なる裁判例が3件現れている。それぞれ、事案内容・判示内容のいずれの点においても、個別的特色を示しており、注意深い検討の必要性を感じさせるものである。

まず、A会社（ヤマトフィナンシャル）とY会社（PC等販売会社）との間で締結された決済サービス（「クロネコwebコレクト」）利用契約に関する③東京地判令3・11・9（2021WLJPCA11098011）を取り上げる。この決済サービスは、Aが各クレジットカード発行会社の包括加盟店、Yが個別加盟店となり、Yが顧客に販売した商品代金についてクレジットカード決済が選択された場合に、クレジットカード発行会社が譲り受けることとなるYの顧客に対する売上代金債権の券面額からA所定の手数料及び諸費用を差し引いた金額をAがYに対し支払うというものであ

る。本件契約においては、カード会員からカード利用の否認の申出があった場合において、カード発行会社に譲渡した売上債権についてAが債権買戻しの請求をしたときには、当然に債権の買戻しが行われ、YはAに対し直ちに券面額で代金債権相当額を返済する旨を定める契約条項（本件条項）が用いられていた。本件事案においては、Aを吸収合併したX会社（ヤマト運輸）がYに対し、YがAに対して本件契約条項に基づいて買戻義務を負う代金債権と、Yが本件決済サービスを利用して商品を販売した結果AがYに対して支払義務を負う精算金債権とを対当額で相殺した残金等の支払を請求したのに対し、Yが、本件条項は公序良俗に反して無効であり、また、仮に有効であるとしても、カード利用の否認が合理的根拠に基づくことを要すると解すべきであると主張した（反訴関係は省略）。本判決は、まず、本件条項がYに対して看過できないほどの一方的な不利益を与えるものではないとして、公序良俗違反であるとのYの主張を否定した。この判断に際しては種々の理由が挙げられているが、Yがクレジットカード利用者の本人確認措置として相当程度信頼性のある対策を講じており、カード会員からカード利用を否認される事態の発生が概ね抑制されていたこと（クレジットカード利用者の本人確認措置として3Dセキュア又はセキュリティコードによる認証が用いられていたほか、令和2年1月21日以降、不正検知機能サービスが提供されていたものの、本件各販売取引の行われた当時、Yが設定していなかったこと）を考慮に入れていることが、注目される。また、本件条項の解釈に関しては、条項文言がカード利用の否認が合理的根

拠に基づくことを明文で要求していないこと、カード利用の否認の申出がされた場合に、クレジットカード発行会社が合理的な根拠がないにもかかわらずこれを承認することが一般的であるとは認め難いことを指摘した上で、カード利用の否認の申出が合理的な根拠なく行われたことを疑わせる事情がない限り、AのYに対する売上債権買戻請求権が発生するものと解するのが相当であると判示し、本件カード利用の否認の申出が合理的な根拠なく行われたことを疑わせる事情が特に見当たらない以上、買戻請求権の発生が妨げられるということとはできないと判示した（→個別判例研究②）。

次に、クレジットカード会社（アクワイアラ）Aの包括加盟店である決済代行会社XとY会社（不動産売買・賃貸等を営む会社）との間のカード決済サービス契約に関する④東京地判令3・12・10（2021WLJPCA12108005）を紹介する。本件事案は、Yが本件決済サービスを利用してカード決済処理を行った取引について、カード会員が不正利用であると申告してカード発行会社への支払を拒否したことから、Xが、本件契約中の条項（Xは、カード会員から自己の利用によるものではない旨の申出があった場合等においてYに対して通信販売に係る立替払金が支払済みであるときは、当該立替払金の返還を請求することができる旨の条項及びYは、カード会員からの通信販売の申込の受付に際し、受付内容を電子メールなどの手段によりカード会員に通知しカード会員の申込の意思を確認する旨の条項）に基づいて、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求又は立替払金返還請求等をしたというものである（Yの代表取締役に

対する請求関係については、省略する）。本判決は、AがXに対し、本件サービス利用決済の59件全てについて、カード会員が支払拒否を行い（背景として、Yの海外の業務委託先Bが、日本の賃貸物件への居住を希望する外国人からその依頼を受け、Bが日本の物件を賃借し、同物件をその外国人に転貸するという事業を行っており、その際、Bは、Yの取引相手として、転借人のクレジットカード情報を登録していたという事情があった模様である）、チャージバックが確定したとして、Xに支払った金銭の返還請求をした事実等から、本件サービス利用決済（59件）に関し各カード会員から自己の利用によるものではない旨の申出があったものと認め、Xの請求を認容した。

3件目は、⑤東京地判令3・7・16（2021WLJPCA07168002）であり、クレジットカード決済代行サービス提供会社Yの加盟店であるXが、Yに対し、XY間の加盟店契約に基づき、XからYに譲渡したXの顧客（購入者）に対する債権の譲渡代金等の支払を求めたのに対し、Yが加盟店規約中の支払留保条項（理由のいかんを問わず、決済認証銀行あるいは決済認証カード会社において決済金の支払が留保されたときは、Yも、加盟店に対する債権譲渡代金の支払を留保するものとし、加盟店はこれを承諾する）に基づいて支払を留保している事案に関する判決である。Xは、本件支払留保条項が、正常な商慣習に照らして加盟店に不当に不利益な取引条件を設定するもので、信義則に反して無効であり、仮に有効であったとしても、本件支払留保は、権利濫用であり許されないと主張した。しかし、本判決は、Xはカード発行会社の加盟店になら

なくてもYと決済代行契約を締結することによりクレジットカード決済を利用できるメリットを得られ、Yには購入者と契約関係に立たないため、購入者の不払リスクや不払が生じたときの理由を把握することが困難である等の事情があるから、決済認証銀行等において決済金の支払が留保された場合に、理由のいかんを問わず、YもXへの支払を留保するという本件支払留保条項が、加盟店に対して一方的に不当な負担を課して無効であるとまではいい難いとし、Xの権利濫用に関する主張も退けて、請求を棄却した(→個別判例研究③)。

Ⅲ. 個別クレジット

1 契約の営業性

割販法35条の3の60第2項1号の定める同法第3章の規定の適用除外規定にいう「営業のため又は営業として」要件(「営業性」要件。この問題を包括的に検討するものとして、第2期個別判例研究④〔尾島〕を参照)については、今期も次の判決が現れている。

すなわち、⑥東京地判令3・5・26(2021 WLJPCA05268010)がそれであり、前期(第3期)において多数取り上げたトライクレンタルオーナー商法絡みの事案(これについては、本誌11号6頁以下)を扱うものである。事案の具体的内容は、中古バイク販売会社Aとの間でトライクバイクの売買契約を締結し、信販会社Yとの間で立替払契約を締結したXらが、Yに対し、(ア)Xらは本件売買契約を勧誘者Bによる詐欺を理由に取り消し、又は、本件売買契約が公序良俗に反し無効であるから、割販法35条の3の19第1項に基づ

き、Yに対して立替払金の支払を拒絶できると主張して、主的には、本件立替払契約に基づく割賦金の支払を拒絶することができる地位にあることの確認、予備的には、同割賦金の支払義務がないことの各確認を求めるとともに、(イ)YがXらによる支払停止通知後も割賦金の口座引落しを継続したことは不当利得又は不法行為に当たると主張して、支払停止通知到達後も口座から引き落とされた金額等の支払を求めたというものである。本判決は、まず、契約の営業性の争点に関して、Xらは、Bの勧誘により、購入したトライクバイクをレンタルして、レンタル料を受け取り、Yに対する分割支払金との差額を得ることを目的として、本件売買契約を締結したものであって、トライクバイクを賃貸するという事業(商法502条1号後段)を反復継続して行い、レンタル料と分割支払金との差額の利益を得る目的をもって、その準備のために本件売買契約を締結したといえるから、開業準備行為たる附属的商行為(商法503条)として、その「営業のために」本件売買契約を締結したものと認められると判示して、割販法35条の3の19第1項は原則として適用除外になると判断した。また、取引が業務提供誘引販売個人契約に該当し、適用除外の再除外規定(割販法35条の3の60第2項1号括弧書)が適用されるかという争点に関しては、Xらは、トライクバイクのレンタル業は全てBにおいて行われるものと考えて本件売買契約を締結したものであって、Xらにおいてトライクバイクを第三者が利用することを許諾することを超えて、何らかの業務に従事することにより得られる利益を収受し得ること

をもって誘引されたという要件（特定商取引に関する法律51条1項）を満たさず、業務提供誘引販売取引には該当しないと述べ、結論として、Xらの請求をすべて棄却した。

以上のような⑤判決の「契約の営業性」に関する判断は、従来の裁判例の趨勢（第1期⑨判決、第2期⑦⑧⑨⑩判決、第3期⑥⑦⑧判決などを参照。このうち、第3期⑦⑧は、トライレンタルオーナー商法に関する判決である）に沿うものである。

2 支払停止抗弁の主張の信義則違反性

支払停止の抗弁に関しては、保証委託型クレジットの事案を扱う⑦札幌地判令3・9・1（2021WLJPCA09019002）が出ている。これは、クレジット会社Xが、YがXの加盟店のA会社から中古自動車を購入するに際し、購入代金のB損害保険会社からの借入れにつきXとの間で保証委託契約を締結したと主張して、Yに対し、保証委託契約に基づき代位弁済額等の支払を求めたのに対し、Yが、Xとの保証委託契約の締結の事実を否認するほか、割販法35条の3の19第1項による支払停止の抗弁を主張する等して争った事案（名義貸事案）についての判決である。本判決は、Yは、Aの代表者Cに実印及び印鑑証明カードを渡すことにより、実質的には同人にオートクレジット契約の締結等についての抽象的・包括的な権限を授与していたものといわざるを得ないなどと述べて、保証委託契約の成立を認めた上で、支払停止の抗弁の主張については、Yは、名義貸しを承諾し、漫然とCに実印及び印鑑証明カードを渡して、保証委託契約を締結させたものであり、そのようなYが、売買契約が架空ないし真意を欠くもので不存在であることを理由に同抗弁を主張

することは、信義則上許されないと判示し、結論として、Xの請求をすべて認容した。

3 不実告知に基づくクレジット契約の取消し

不実告知に基づくクレジット契約の取消しに関しては、⑧東京地判令3・10・13（2021WLJPCA10138002）が、現れた。これは、クレジット会社Xが、学習教材の購入代金についてのYとの間の立替払契約に基づき、Yに対し未払の立替金等の支払を求めたのに対し、Yから、学習教材の訪問販売会社Aから、不登校児が学習に用いる教材のモニターになってほしい、契約に関する費用はAが全額負担しYの費用負担はないなどと申し向けられて契約を締結したものであり、契約締結を必要とする事情につきAの不実告知があったから、割販法35条の3の13第1項6号に基づくクレジット契約申込みの意思表示の取消しを主張する等の反論がされた事案を扱うものである。本判決は、Yの割販法35条の3の13第1項6号に基づく反論を認め、Xの請求を棄却したのであるが、判決理由を述べる中で、最三判平29・2・21（民集71巻2号99頁。以下、「最判平29」という）を参照しつつ、「購入者等が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る場合」（以下、「受動型」という）と「購入者等から主体的、積極的に販売業者等に対して不正行為を持ちかけたなど、購入者等が販売業者等に利用されたと評価し得ない場合」（以下、「能動型」という）とを区別し、本件事案は前者の場合に該当し、クレジット契約申込みの意思表示を取り消し得るとした。

本判決が言及する最判平29は、周知のとおり、訪問販売業者が、ローンを組めない高

高齢者等の人助けのための契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在する旨を告知して、購入者に対して名義貸しを依頼し、購入者がこれに応じたという事案に関し、当該告知の内容は、割販法35条の3の13第1項6号にいう「購入者……の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たると認めた判決である（第1期個別判例研究⑥〔尾島〕参照）。その後、最判平29の考え方を適用した裁判例は見当たらなかったところ、本判決は、最判平29を参照しつつ意思表示取消を認めた数少ない事例であるといえる。もっとも、本判決が扱った事案は、育児等で多忙の状況にあったにもかかわらずAの販売員が、教材のモニター使用を勧めて帰ろうとせず、また、Yの長女も一時不登校の状態になった時期があったので、子供たちのためになるならばよいとの思いもあって、勧誘に応じたというものである。人助けが動機（の一部）を成しているという点で、両判決の事案は類似する（もっとも、人助けの内容は非常に異なる）が、本判決の事案では、購入者が商品の引渡しを受けることが予定されており、その点では、最判平29の事案と相違している（名義貸事案とモニター商法事案との違いといってもよい）。

本判決は、結論を導く基準として「購入者等が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る場合」に該当するか否かを挙げるが、実際には、購入者が販売業者等から不正行為を持ちかけられ、購入者と販売業者との関係においては前者が後者に利用されたと見えるケースであっても、種々の法的根拠により購入者の保護を否定する裁判例が、多数を占め

る（不実告知によるクレジット契約の取消しの主張を信義則違反とするものとして、第2期⑬判決。ほかに、支払停止抗弁の主張を信義則違反とするものとして、第1期⑬⑭、第2期⑬、第3期⑦⑧⑩、支払停止の抗弁の要件である売買契約上生じている「事由」に該当しないとするものとして、第3期⑩、契約の営業性を理由に割販法の関係規定の適用を否定するものとして、第2期⑩、第3期⑦⑧の各判決も参照）。したがって、受動型と能動型とを截然と区分し、具体的事案がどちらに当てはまるかを問題にするというアプローチが有益かは、疑問なしとしない。本判決を含む（裁）判例の現状としては、結局のところ、具体的事案（類型）における購入者の要保護性に関する「微妙な」（最判平29の調査官解説である大森直哉・曹時71巻3号201頁の用いる表現）評価が決め手となって、結論を分けているということができそうである（→個別判例研究④）。

4 弁済充当

販売会社からクレジット会社に返金された立替金が、購入者のクレジット会社に対する立替払金償還債務に弁済充当されるかという論点を扱った珍しい判決として⑨東京地判令3・7・6（2021WLJPCA07068006）を取り上げる。この事案では、クレジット会社Xが、自動車の購入者Y会社に対し、自動車購入代金についてのYとの間の立替払契約に基づき、立替払金残金183万余円等の支払を請求した（なお、販売会社AからYに自動車の引渡しはされていないが、Yの営業のためにした契約であるため、割販法35条の3の60第2項1号に基づき、支払停止抗弁規定の適用が排除される事情にある）。これに対し、Yは、

AがXから受領した立替払金200万円をXに返金し、その際、Aが販売した自動車の引渡しができなかった個別クレジット取引が他にも1件存在する（Bを買主とする当該取引に関しては支払停止の抗弁規定が適用される事情にある）中で、当該支払金を本件取引に係るYのXに対する立替払金償還債務に充当する旨の合意をYA間でしたと主張し、当該合意に基づいて弁済充当された結果、Yの債務は消滅したと争った。本判決は、事実関係の詳細な認定・評価に基づいて、YA間での前記充当合意の成立を否定した上で、法定充当の規定（平成29年法律第44号による改正前の民法489条4号）の適用により按分充当し、132万余円の限度で、Xの請求を認容した（→個別判例研究⁵⁾）。

5 加盟店契約上の義務の違反に基づく請求

加盟店契約上の債務引受条項に基づく請求を扱う裁判例が、今期も2件現れている。⑩東京地判令3・6・10（2021WLJPCA06108014）と⑪東京地判令4・1・14（2022WLJPCA01143027）がそれである。⑩判決は、トライレンタルオーナー商法絡みの事案に関するものであり、⑪判決は、二輪バイクについて、顧客に空クレジット契約を締結させる等の行為が加盟店にあった事案についてのものである。事案や判決の内容は、大同小異といえるので、ここでは、⑨判決で代表させて紹介する。

この判決の事案では、クレジット会社Xが、加盟店である自動車販売会社Yに対し、加盟店契約上の義務違反があったと主張して、加盟店契約中の禁止行為条項・債務引受条項に基づき、バイクの購入者の残債務相当額5235万円余等の支払を求めた。本判決は、Y

に、(ア) 真実の原因取引の内容とクレジット契約書記載の取引内容が相違することを知らずながら顧客の申し込みを原告に通知する、(イ) Xの顧客に対する担保を侵害する行為をする、(ウ) 顧客の信用調査の重要事項について、虚偽、もしくは虚偽の疑いがあることを知らずながら、顧客の申し込みをXに通知するという禁止行為違反があったと判断し(9件のクレジット契約が問題となっており、どの禁止行為違反があったかは、すべての契約で一様というわけではない)、禁止行為違反の場合に、Yは当然に「クレジット契約上の債務を顧客と重畳的に引き受け、残債務全額を直ちに一括してXに支払う」との債務引受条項に基づき、Xの請求を全部認容した。

以上の2判決は、前期に紹介した諸判決(第3期^{⑫⑬}判決)の類例と位置付けられるものである。

Ⅳ. デビットカード

デビット機能付きの銀行キャッシュカードを用いて日本国内ATMで円を引き出す場合は、預金の引き出しとなる一方、海外ATMでの現地通貨の引き出しは、デビットカード取引となる。このことを背景として、海外旅行中にデビット機能付きキャッシュカードを不正に利用されたことによる損失の負担をめぐる紛争は、デビットカード決済に関する紛争ということになる。こうした紛争は時折目にするものであるが、それが、訴訟で争われ、裁判所の判断が示されるケースとなると、比較的まれであるように思われる。今期において現れた^⑫東京地判令3・10・28（2021WLJPCA10288024）は、そのようなケースに関す

る貴重な裁判例である（なお、偽造されたデビットカードによる海外ATMからの現地通貨引き出しに関しては、第1期個別判例研究⑨〔二村〕が取り扱った東京地判平29・11・29金法2094号78頁がある）。

事案は、Xが、中南米諸国を旅行中に、Y銀行の発行するデビット機能付きICキャッシュカードを191回にわたり無権限利用された旨を申告した上で、（ア）YがカードをXに貸与する際に、中南米諸国ではカードのスキミング被害が少なくないことを十分に説明しなかった、（イ）中南米の広い範囲で本件カードが不正利用されているのに、Yが適切なモニタリングを怠った、（ウ）前記カードの利用に係るチャージバック手続においてYがチャージバック事由の選択を誤ったため大半のチャージバックが不成立となったと主張して、不法行為又は債務不履行に基づき、Yに対し、損失額526万円余のうち既にYから補てん等を受けた額を除いた額460万円余等の支払を求めたというものである。本判決は、Yは、自社ホームページ上において金融犯罪・不正取引に関する注意喚起を行うとともに、暗証番号の厳重な管理を呼びかける等、不正取引による被害を防止するための一般的な対応を行っていたものであり、これを超えて、（ア）のような説明の義務を負っていたとは認められず、（イ）のようなモニタリングの義務を負っていたとも認められず、さらに、Yがチャージバック事由の選択を誤ったとの（ウ）の主張も当を得ないと判示し、Xの請求を棄却した（→個別判例研究⑥）。

V. 収納代行＋インターネットバンキング

商品の購入者が、インターネットバンキングの仕組みを不正に利用し、収納代行サービスを通じて商品の代金を支払った場合に、預金者は、代金を受領した商品販売者に対して代金相当額を不当利得として返還請求することができるか。⑬京都地判令3・1・19（金法2173号75頁）は、このような興味深い問題を扱った判決である。事案は、アマゾンギフト券の購入者Aが、代金の支払方法としてペイジー収納サービス（金融機関を収納代行機関とし、当該金融機関の窓口やATM、インターネットバンキング等を用いて収納企業に対する利用代金の支払をすることを可能とするサービス）を利用した決済を選択した上、インターネットバンキングを利用してX会社のD銀行口座に不正にアクセスし、Y（アマゾンジャパン合同会社）宛での代金支払としてXの口座から出金させると同時に収納金融機関であるD銀行の別段口座に入金させ、その後、順次締結された収納事務委託契約に基づき、幹事金融機関であるE銀行の口座、収納代行企業であるCの口座を経て、収納企業であるYの口座に入金させたというケースにおいて、Xが、不当利得返還請求権に基づきYに対し1344万円余等の支払を請求したというものである。（ア）Yが代金相当額を利得したといえるか（それとも、Yは代金相当額をギフト券発行会社Bのために代理受領し、これをBに引渡したから、Yには利得がないことになるのか）、（イ）Yが利得したといえるかとの2点が争点となったところ、本判決は、（ア）に関し、Yが利得を得たことを

認められたものの、(イ)については、騙取金による弁済と不当利得に関する著名な最一判昭49・9・26(民集28巻6号1243頁)の判断枠組に依りながら、Yには不正事実についての悪意・重過失がないため「法律上の原因の不存在」の要件を充足しないと判示して、請求を棄却した(→個別判例研究⑦)。

VI. ギフト券

前払式支払手段(資金決済に関する法律〔以下、「資金決済法」という〕3条1項1号)に該当するアマゾンギフト券に関しては、このところ、オンラインショッピングサイト(アマゾン)のアカウントを利用して利用者が、利用規約等の定めに基づきアカウント停止等の措置をとられたことに対して、民事的な法的救済を求める訴訟事案が、相次いで現れており(第3期個別判例研究⑥〔白石〕に付された別表〔本誌11号54頁〕は、今期収録判決中の2件をも先取りして、6件の判決を一覧にして整理している)、今期も類例が3件出ている。これまで現れた裁判例においては、いずれも利用者が敗訴していたが、今期の3例においても、同様の傾向が続いている。

1件目の⑭東京地判令3・4・21(2021WLJPCA04218022)の事案では、オンラインショッピングサイト(アマゾン)のアカウントを閉鎖され、同アカウントに登録していたアマゾンギフト券未使用残高を利用できなくなったXが、Xのアカウント閉鎖措置を執ったY(アマゾンジャパン合同会社)に対し、Yにはギフト券の未使用残高の財産的価値を維持する義務等があったにもかかわらず、違法に

アカウントを閉鎖することによって、Xがギフト券の未使用残高を利用できなくなったことが不法行為に当たると主張して、損害賠償を請求した。本判決は、Xがアカウントを利用して複数回にわたって購入数量制限違反行為を行ったのに対して、Yから、違反行為を繰り返すようであればアカウント閉鎖の措置もあり得る旨と合わせて、アカウント閉鎖措置が執られた場合にはギフト券も使用できなくなることを複数回にわたって通知されたにもかかわらず、Xがさらに購入数量制限違反を繰り返したために、アカウントの閉鎖措置に至ったという事情に照らせば、Yによるアカウント閉鎖措置が不当であったとはいえないなどと述べて、Xの請求を棄却した(なお、Xには、前述の複数回の購入数量制限違反のほか、商用目的での購入や未承認店舗・サイトからの本件ギフト券の購入といった規約違反行為があったことも認定されている)。

2件目の⑮東京地判令3・6・17(2021WLJPCA06178010)は、アマゾンギフト券を自身のアカウントに登録していたXが、利用規約に違反していることを理由にギフト券を無効とされたことから、Y(アマゾンジャパン合同会社)に対し、これらを有効化するよう求めた事案に関する。本判決は、アマゾンギフト券に係る権利を行使しようとする者は、アマゾンの承認する販売者やサイトからアマゾンギフト券を購入したか、その購入者から当該アマゾンギフト券に係る権利を承継取得したことを主張立証する必要があるところ、Xはその立証に成功していない旨述べて、請求を棄却した。なお、同様の理由づけにより、ギフト券利用者からの損害賠償ないし不当利得返還請求を退けた判決として、⑯東京地判

令3・10・6（2021WLJPCA10068019）も出ている（この系統の裁判例として、第1期^⑬判決、第1期個別判例研究^⑭〔前田〕、第3期^⑰判決）。

Ⅶ. 暗号資産

平成24年頃から生じはじめた複数の事故によって浮き彫りになった暗号資産の不正流出リスクは、法制面（令和元年の資金決済法改正）及び技術面での対応により、どうかコントロールされているように見受けられる。もっとも、過去に生じたインシデントの余波ともいうべき訴訟事案が、いくつか現れ、裁判例を生じさせている。今期は、暗号資産交換業者Y（コインチェック）からの暗号資産NEM（以下「ネム」という）の不正流出事故（平成30年1月26日）に端を発した紛争に関する裁判例が、前期（第3期^{⑱⑲}判決。なお、第2期^{⑳㉑㉒}判決及び第2期個別判例研究^㉓〔前田〕、^㉔〔永井〕も参照）に続き、2件現れている。流出の事態を受け、Yは、ネムを保有していた顧客に対し、流出させたネムに代えて日本円での金銭補償を行ったが、2件とも、補償額に満足しないか補償の対象にならない顧客が提起した訴訟に関する判決である。

^⑰東京地判令3・8・24（2021WLJPCA08248002）の事案は、ネムが不正アクセスにより外部に流出したことを受けて、Yが、「Yは、ハッキングその他の方法によりYの資産が盗難された場合、登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができる」と定める契約条項（以下、「サービス停止条項」と

いう）に基づいて、全ての取扱暗号資産の送信等を停止したため、顧客Xが、Yに対し、（ア）Xから預かったネムを適切に管理する義務の違反又は（イ）Xの請求によりネムについての送信等をする債務（以下、「送信等債務」という）の履行不能並びに（ウ）Xの請求によりネム以外の取扱暗号資産についての送信等債務の履行遅滞を内容とする債務不履行に基づく損害賠償請求をしたというものである。本判決は、（ア）について、本件不正流出当時、ネムをホットウォレットで管理していたことをもって、Yがネムを適切に管理していなかったとはいえないとし、（イ）（ウ）については、不正流出時点でYの送信等債務が履行不能になったとはいえず、サービス停止条項に基づきサービス停止措置が取られている間は、Xは、対象となる仮想通貨の送信等を請求する契約上の権利を有していなかったから、停止措置時点及び補償方針公表時点での履行不能も履行遅滞も成立しない旨を述べて、結局、Xの請求を棄却した（→個別判例研究^㉕）。

^⑱東京地判令3・6・25（金判1625号23頁）も、^⑰と同一の流出事故・サービス停止措置を受けて、原告のうちネムを保有する者5名がネムの喪失により、また、原告全員が送信停止中のネム以外の暗号資産の価格下落により、それぞれ損害を被った旨主張して、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案に関する。本判決は、ネムの喪失を理由とする請求については、ネムの送信等債務が履行不能になったとはいえない（債務不履行の否定）等とし、ネム以外の暗号資産の価格下落を理由とする請求については、Yに対し送信等請求をした3名の原告との関係で送

信等債務の履行遅滞の発生を認めたものの（他の原告との関係では履行遅滞自体を否定）、主張された損害（仮想通貨の送信請求時の金額と送信再開時の金額との差額相当額の損害）が生じたとはいえないとして、各請求を棄却した（→個別判例研究⑨）。

両判決（⑰⑱判決）は、Yの債務不履行責任を否定するという限りでは、同様の方向を示すものといえるが、子細に眺めると、その理由づけにおいて若干の相違も見出される。まず、ネムの送信等債務について、流出時点での履行不能を否定する理由は、両判決とも同様であるが、停止措置時点及び補償方針公表時点での履行不能を否定する理由については、⑰判決は、サービス停止条項を根拠とするのに対して、⑱判決は、顧客から送信請求を受けたYが市場からネムを調達して請求に応じることができなかったとはいえないことを理由としており、この点において相違が認められる。また、ネム以外の暗号資産の送信等債務の履行遅滞の成否に関し、Yはサービス停止条項を根拠にこれを否定する主張を行い、⑰判決は、この主張に沿った判示をした（ただし、送信請求がないとの理由も、ダメ押し的に付け加えている）が、⑱判決は、この主張を採用せず、（サービス停止措置後に）送信等請求をした原告については、履行遅滞を認め（ただし、結論としては、事案において損害発生の要件を充足しないことを理由に請求を棄却）、送信等請求をしていない原告については、民法412条3項が定める「履行の請求」の要件を欠くことを理由に、履行遅滞を否定した。

前期において紹介した2つの判決（前掲の第3期⑲⑳判決）は、いずれも、サービス停

止条項を根拠に暗号資産交換業者の債務不履行の成立を否定していたことからすると、⑰判決は、その流れに沿った判決、⑱判決は、暗号資産業者の債務不履行責任を否定するに際してサービス停止条項を根拠とせず、一部の原告につき履行遅滞の発生自体は肯定した点において、従来の傾向とは異なる判示を含む判決と位置付けることができよう。